

相続ニュース

Vol.0125

2016年12月5日(月)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

寄与分とは

はじめに

遺産分割をする際に、考えることのひとつとして「寄与分」があります。この「寄与分」とはどのような制度なのでしょうか。

寄与分とは

寄与分とは、相続人の中に、被相続人の生前における財産の維持や増加、あるいは被相続人の療養看護などに特別の貢献をした者がいる場合に、その寄与した分を金銭的に評価して、相続分に上乗せをして遺産を相続できるというものです。これは、被相続人に大きく寄与したのに他の相続人と同じ相続分では不公平になってしまう、という考えからできた制度です。

寄与した相続人の相続分

寄与分を考慮して遺産分割する際には、最初に相続財産全体から寄与分を差し引き、残りの遺産を相続人全員で分割します。寄与した相続人は遺産分割協議で決められた相続分と寄与分を合わせて相続することになります。

もし、遺産分割協議で寄与分が認められない場合には、寄与分を主張する相続人が家庭裁判所へ寄与分を定める審判の申立をする必要があります。

寄与分が認められる要件

- ① 相続人自身の寄与であること。
寄与行為が、寄与分を主張する相続人自身の行為である必要があります。ただし、非相続人による寄与を相続人の寄与と同視できる場合、相続人の寄与分として主張できる場合があります。
- ② 特別の寄与であること。
通常の寄与では足りず「特別の寄与」である必要があります。「特別の寄与」とは、被相続人と相続人の関係に基づいて通常期待される程度を超えた貢献をいいます。
- ③ 相続財産の維持または増加との間に因果関係があること。
精神的な支援・協力にとどまる場合、これらは直接的に財産の維持または増加に結びつくものではないため、寄与分とは認められません。

おわりに

分割協議が成立せず申立を行う際には具体的な証拠・書面が必要となり、主張を通すことが困難になることが考えられます。他の相続人に寄与分を認めてもらうために、日頃から相続人同士の関係を良好にしておくことも一つのポイントと言えるでしょう。